



第4章 生活環境の保全



1 流域全体として捉えた水環境の保全

① 健全な水環境の保持

【現 状】

- 石川県の年平均降水量は全国のトップレベルにあり、水資源賦存量^{※40} も高い水準にあります。森林などに蓄えられた豊かな水は、徐々に河川に流出し、また、地下水をかん養し、飲料水の貴重な供給源ともなっています。（図 18、19 参照）

* 県民 1 人当たりの水資源賦存量 5,605 m³ / 人・年



◀ 手取川

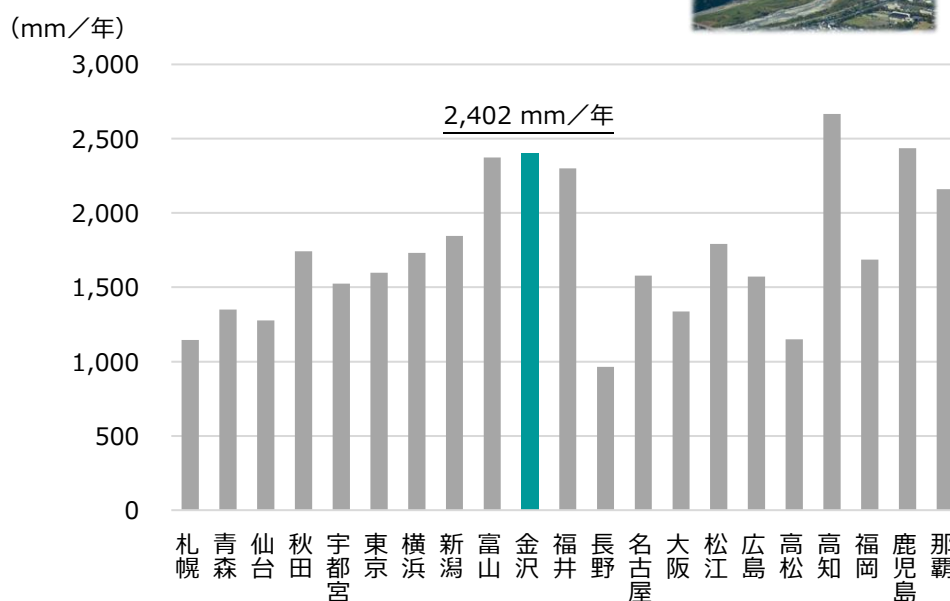


図 18 全国主要都市の降水量（1991～2020、平年値）

出典：気象庁

40 水資源として最大限利用することができる水の水の量のことで、降水量から蒸発散によって失われる量を引いたもの

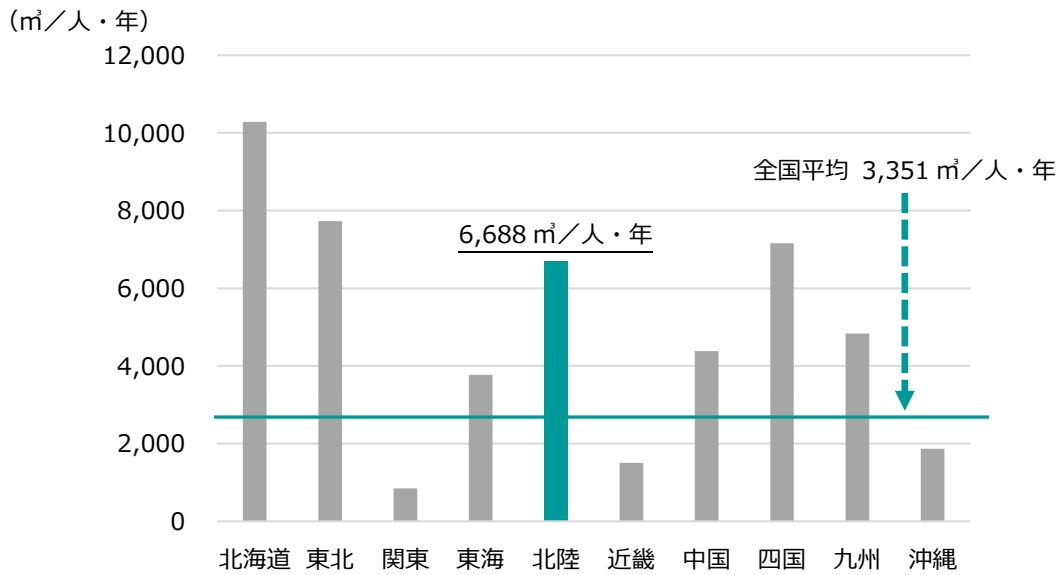


図 19 地域別の 1 人当たり水資源賦存量

出典：国土交通省（令和 7 年版日本の水資源の現況）

- 流域ごとの健全な水循環という視点で見ると、農山村地域においては、過疎化と高齢化などによって森林の手入れ不足と農地の耕作放棄が進行し、水源かん養機能の低下が懸念されています。
 - * 間伐等実施面積：4,796ha（2024 年度）
 - * 保安林面積：85,206ha（2025 年度）
 - * 日本型直接支払制度^{※41} 取組面積（2024 年度）
 - ・多面的機能支払^{※42}：25,576ha
 - ・中山間地域等直接支払^{※43}：5,055ha
 - ・環境保全型農業直接支払^{※44}：1,208ha
- 上水道や農業用水などの水源として利用されている河川や発電ダムの直下においては、夏場の渇水期には度々、河川水が枯渇し、無水・減水区間の発生などが見られます。
- 地下水位は安定していますが、一部の地域で地盤沈下が見られます。
- 水道について、水道普及率は全国平均をやや上回っており、耐震適合率は全国平均を下回っています。
 - * 2024 年度水道普及率 99.4%（全国平均 98.3%）
 - * 2024 年度耐震適合率（基幹管路）41.1%（全国平均 44.6%）

41 農業・農村が持つ国土保全や水源かん養などの多面的機能の維持・発揮のために行う地域活動や営農活動に対して、支援する制度であり、他面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の 3 つの直接支払の総称

42 農業の多面的機能の発揮のための地域活動に対する支援制度

43 中山間地域の中でも、急傾斜など、条件が不利な農地で営農する農業者に対し、平坦地との生産条件の格差を補正するための支援制度

44 有機農業のほか、化学肥料・農薬の 5 割低減に加えて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対する支援制度



- 令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨により、水道施設が損壊するなどの被害が生じました。
 - * 令和6年能登半島地震／断水戸数 最大約 110,000 戸（16 市町）
 - * 令和6年奥能登豪雨／断水戸数 最大約 5,000 戸（3 市町）

【課 題】

- 気候変動による水資源不足のリスク等への対応などを図る必要があります。
- 森林の保全や中山間地域での農地の保全に取り組み、水源かん養機能の維持を図る必要があります。
- 河川の無水・減水区間の解消に向けて、適切な流水量が維持される必要があります。
- 地下水については、引き続き、採取量を把握し、合理的な使用を図る必要があります。
- 雨雪水や再生水の有効利用を促進する必要があります。
- 飲料用水等の安定確保に向けて、災害に強い水道づくりを進める必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 河川水及び地下水等の水資源が十分に確保され、飲料用水も含め健全な水循環が保持されています。

【 取組の方向性 】

● 水源のかん養機能の維持・向上

- ◆ 間伐等の森林整備を推進し、多様で健全な森林の整備・保全を行います。
- ◆ 水源かん養を含む多面的機能の維持・発揮のため、日本型直接支払制度による地域活動や営農活動への支援を行います。



▲ 伐採の様子

● 河川の水量の確保

- ◆ ダム施設の適切な運用や管理により、河川水量の維持に努めます。
- ◆ 国・発電事業者との協力による無水・減水区間の解消を促進します。
- ◆ 農業用水取水量の適正化に向けた指導を行います。

● 地下水の適正な使用

- ◆ 地下水位、地盤変動の状況を継続して監視します。
- ◆ 地下水の使用状況を把握し、工場・事業場に対する使用合理化の指導を行います。
- ◆ 消雪装置のきめ細かな運転操作による地下水の節減に努めます。
- ◆ 利用可能な河川水を消雪に活用し、地下水の使用の抑制に努めます。

● 水資源の循環的利用

- ◆ 県有施設における雨雪水利用を促進します。
- ◆ 下水処理水の再利用率の向上のため、下水道管理者（市町）へ働きかけます。

● 飲料用水等の安定確保

- ◆ 浄水場及び管路の耐震化や水道事業者間の連携強化等、災害に強い水道づくりを促進します。
- ◆ 国の実証結果や地方のニーズを踏まえ、オフグリッド集落の理解促進等に取り組みます。
(再掲)
- ◆ 水道事業者に対し、水道施設の耐震化率が上昇するよう、情報提供や助言に努めます。



【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
62 再掲	間伐等実施面積	4,796ha (2024 年度)	➡	4,368ha (2030 年度)
63	日本型直接支払制度を活用した農地の割合	70% (2025 年度)	➡	73% (2032 年度)
64	地下水位の維持	すべての観測地点で推移は横ばい、もしくは、上昇傾向で安定 (2024 年度)	➡	維持 (2030 年度)
65	県水送水管耐震化事業工事の進捗率	62% (2024 年度)	➡	100% (2030 年度)



コラム



令和6年能登半島地震等により被害を受けた水道施設の復旧

令和6年能登半島地震では、最大震度7の非常に激しい揺れにより、重要インフラである浄水場や水道管などの水道施設が甚大な被害を受け、能登地域を中心に、県内16市町、最大約11万戸で断水が発生しました。

能登半島地震では、過去の地震と比べても送水管や配水管など、地中の埋設管が広範囲にわたり損傷し、大元の浄水場や配水池なども多数損傷したほか、損傷した浄水場等の水道施設へのアクセス道路の被害や大規模な土砂崩れも加わったことで、被害状況の確認や応急復旧が困難な場所も数多く発生しました。

応急復旧については、国、日本水道協会、全国の自治体職員や多数の工事業者等から延べ4万8千人超の支援を受け、建物倒壊や土砂崩れなどによる早期の復旧が困難な地区を除き、同年5月31日をもって断水が解消しました。

こうした中、同年9月21日に発生した奥能登豪雨により、土砂崩れや河川氾濫などの災害が発生し、再び水道施設に甚大な被害が生じ、輪島市、珠洲市、能登町の3市町で最大約5,000戸の断水が発生しました。日本水道協会の協力により、発災から3か月後の12月20日に、一部の復旧困難地区を除き、断水が解消しました。



道路崩落箇所への仮設管の敷設



応急復旧活動（輪島市）

現在、こうした大規模な被害を受けた水道施設の本復旧を迅速に進めるため、被災した自治体では、全国の自治体から多数の水道技術職員の派遣を受け、体制を強化して、復旧作業を進めています。



② 良好で安全な水質の保全

【現 状】

- 県内の河川・湖沼・海域では、人の健康の保護に関する項目（カドミウム、鉛等 27 項目の有害物質）について、環境基準を達成しています。
- 生活環境の保全に関する項目のうち BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）については、河川と海域では、環境基準の達成率が高く、湖沼では、徐々に改善しているものの、未達成となっています。（図 20、21 参照）

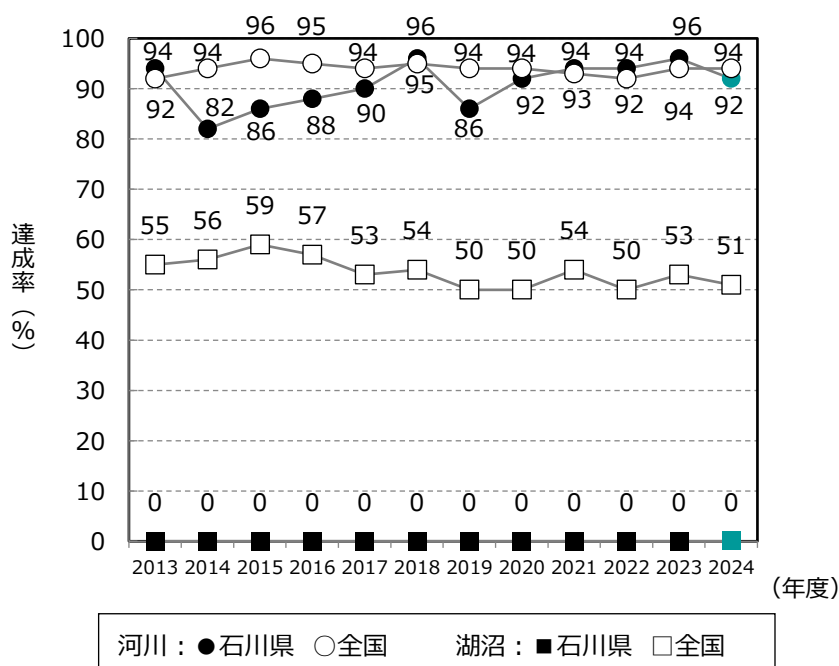


図 20 河川・湖沼の環境基準（BOD 又は COD）達成率の推移



▲ 柴山潟

▲ 木場潟

▲ 河北潟

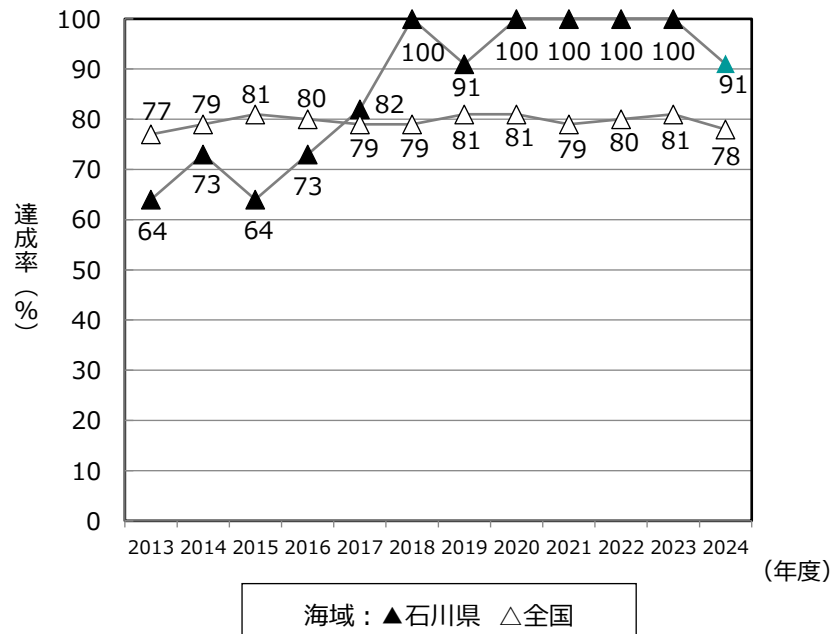


図 21 海域の環境基準（COD）の達成率の推移

- 各種排水処理対策の現状は以下のとおりです。
 - 生活排水処理対策
公共下水道、集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の普及率は 2024 年度末で 95.4%です。
 - 事業場からの排水対策
国の基準より厳しい上乗せ排水基準を設けて排水規制を行っています。
 - 自然系からの流出水対策
農地や山林等からの流出水による汚濁物質は、特に閉鎖性水域に流入した場合に影響がありますが、有効な対策が講じにくい中、減化学肥料、減化学農薬による環境保全型農業が対策の一つとされています。
- 水道水について、各水道事業者等による適正な水質管理が行われています。
- 地下水及び水道水について、県下全域で水質調査を実施しています。
- PFOS 及び PFOA について、全国同様、県内の河川や地下水において、国の定める指針値（PFOS 及び PFOA の合計が 50ng/L）の超過が確認されています。



【課 題】

- 生活排水処理対策については、未整備地域の効率的な整備を促進する必要があります。
- 閉鎖性水域については、水質改善のための取組を積み重ねていく必要があります。
- 農業生産活動においても、水質汚濁への負荷低減を図る必要があります。
- 飲料水の安全確保を図っていく必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 河川、湖沼、海域の水や地下水について、きれいで安全な状態が維持されるとともに、水道水や飲用井戸については、安全に安心して飲用できる状態が維持されています。

【 取組の方向性 】

● 公共用水域等の水質の保全

- ◆ 公共用水域（河川・湖沼・海域）や地下水の水質の監視について、毎年度、水質測定計画を策定して、環境基準の達成状況を把握します。
- ◆ PFOS 及び PFOA については、国の環境基準に定められていませんが、県の水質測定計画の測定項目に追加するとともに、測定機器を導入し、河川及び地下水の水質調査を実施します。
- ◆ 水質測定の結果について、適切に情報発信を行い、県民の安心・安全の確保に努めます。
- ◆ 排水基準の遵守について、工場・事業場等への指導を実施します。
- ◆ 県民・事業者に対して、油などによる水質汚濁事故防止に向けた普及啓発を行います。
- ◆ 水生生物の保全に係る水質調査を継続して実施します。
- ◆ 生活排水処理施設未普及地域の早期解消に努めます。
- ◆ 生活排水処理施設の役割や必要性、接続に対する支援制度について、周知・啓発を行います。
- ◆ 閉鎖性水域の水質改善に向けた調査研究に取り組みます。
- ◆ 環境保全型農業を推進します。（再掲）

● 飲料水の安全確保

- ◆ 水道水源等の水質検査・適正管理の指導を行います。



◀ 水質検査

【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値	
66	公共用水域の環境基準の達成率	87% (2024 年度)	➡	92%以上 (2030 年度)	
67	生活排水処理施設の普及率	95.4% (2024 年度)	➡	97% (2030 年度)	
68 再掲	環境保全型農業の取組面積	9,662ha (2024 年度)	➡	18,000ha (2032 年度)	





コラム



PFAS（ピーファス）

主に炭素とフッ素からなる化学物質で、溶剤、界面活性剤、表面処理剤、イオン交換膜、潤滑剤、泡消火薬剤、半導体原料、フッ素ポリマー加工助剤等、幅広い用途で使用されています。

中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸、通称ピーフォス）及び PFOA（ペルフルオロオクタタン酸、通称ピーフォア）については、現在、製造・輸入等が原則禁止となっています。

近年、全国の浄水場や河川等で検出され、健康への影響について社会的関心が高まっています。PFASについては、健康への影響について、コレステロール値の上昇、発がん、免疫系への影響などとの関連が報告されていますが、どの程度の量が身体に入ると影響がでるのかについては十分な知見はありません。

このため、国では、知見の収集のため、血中濃度及び健康影響に関する疫学研究や毒性評価、濃度低減のための対策技術の実証などに取り組んでいます。

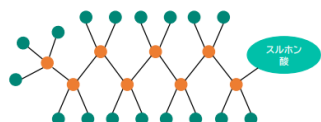
また、食品摂取による影響調査も進められており、これまでの調査結果からは、通常の一般的な国民の食生活（飲水を含む）から食品を通じて摂取される程度のPFOS及びPFOAによっては、著しい健康影響が生じる状況にはないものと考えられています。

なお、PFOS 及び PFOA は、2026 年 4 月より水道の水質基準となり、各水道事業者による定期的な水質検査が義務付けられています。

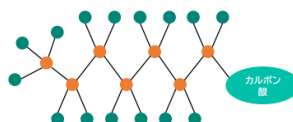
PFASの 基礎知識

PFOS・PFOAとは

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）



PFOA（ペルフルオロオクタタン酸）



● 炭素原子

● フッ素原子

● スルホン酸、カルボン酸等

主な用途

半導体用反射防止剤・レジスト、
金属メッキ処理剤、泡消火薬剤 等

主な用途

フッ素ポリマー加工助剤
界面活性剤 等

性質

難分解性、生物蓄積性、人及び動植物に対する慢性毒性

- ・ ストックホルム条約(POPs条約)の廃絶等の対象物質

規制等の状況

- ・ 国内法(化学物質審査規制法)に基づき、新たな製造・輸入等を原則禁止
- ・ 水道水や河川・地下水等の水質の暫定目標値※等を設定し、飲み水としての摂取を防止

※(2026年4月より)水道水の水質基準値

出典：環境省



③ 水辺環境の保全

【現 状】

- 河川、湖沼、海岸、農業用水等の水辺環境は多様な生物等の生息・生育場所であるとともに、自然と人とのふれあいの場でもあります。
- 近年は、水辺環境の再生が求められ、魚類や水生生物の生息環境や親水性、景観等に配慮した整備がなされるようになってきています。
- 一方で、依然としてごみの散乱などによって水辺環境を損なうといったことも見受けられます。

【課 題】

- 河川、湖沼、海岸、農業用水等については、豊かな水辺環境の保全に配慮した整備を続けることが重要です。
- 水辺環境の保全・再生・創出は地元住民や事業者の自主的な参加と協力が必要です。



【 目指すべき環境の姿 】

- 河川、湖沼、海岸、農業用水等において多様な親水空間が数多く整備され、人々の憩いとくつろぎの場として活用されています。

【 取組の方向性 】

● 生態系や親水に配慮した水辺空間の確保・創出

- ◆ 景観や生物に配慮した川づくりを推進します。
- ◆ 環境に配慮した土地改良事業を継続して実施します。（再掲）
- ◆ 生きもの調査やワークショップ等、県民参加による水辺環境整備等を進めます。

● 水辺環境の美化・愛護

- ◆ いしかわ我がまちアドプト制度を通じて、河川、港湾等における清掃活動への支援を行います。
- ◆ クリーンビーチいしかわなどのボランティアによる海岸・河川・湖沼等での清掃活動を支援します。（再掲）



▲ クリーンビーチいしかわ

【 行動目標 】

No	指標名	基準値		目標値	
69 再掲	クリーンビーチいしかわの参加者数	50,501 人 (2024 年度)	➡	100,000 人 (2030 年度)	



2 大気環境・土壌環境の保全、化学物質関係

【現 状】

- 県内の大気汚染に関する調査は、23 局の一般環境大気測定局と 4 局の自動車排出ガス測定局で常時監視を行っており、概ね良好な環境を保っています。
 - 常時監視している物質では、光化学オキシダント以外の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、PM2.5 について、環境基準を達成しています。
 - ジクロロメタンやベンゼンなどの有害大気汚染物質についても環境基準を達成しています。
- 光化学オキシダントは、全国同様、環境基準を達成していない状況です。なお、2008（平成 20）年度以降、注意報等の発令には至っていません。
- アスベストは、1972（昭和 47）年頃に最も大量に使われ、2028（令和 10）年頃をピークに、解体等工事が全国的に増加すると予測されています。
- 日常生活との関わりの深い騒音・振動・悪臭（いわゆる感覚公害）の苦情件数は、近年、横ばい傾向にあり、全体の約 3 割を占めています。
 - * 苦情件数（2024 年度）騒音 66 件、振動 9 件、悪臭 38 件（全体 438 件）
- 自動車交通騒音については、概ね環境基準を達成しています。
- 新幹線鉄道騒音については、一部区間で環境基準を達成していません。
- 小松基地周辺の航空機騒音については、国、県、関係市町との共同測定を実施しており、近年の測定結果は、概ね横ばいとなっています。
- 土壌汚染については、2024 年度末現在で、法に基づく要措置区域を 6 件、形質変更時要届出区域を 8 件指定しています。
- 法に基づく化学物質の排出量・移動量の把握、公表が行われ、事業者による化学物質の適正管理が図られています。
 - * 化学物質の排出量・移動量：418 事業所 2,955 トン（2023 年度）
 - ダイオキシン類については、環境基準を達成しています。



【課 題】

- 大気環境について、引き続き、良好な状態を維持していくため、常時監視による状況の把握等を行う必要があります。
- アスベスト対策について、引き続き、解体業者等に対して、関係機関と連携して指導していく必要があります。
- 日常生活との関わりが深い騒音・振動・悪臭について、引き続き、市町と連携して対処する必要があります。
- 自動車交通騒音について、引き続き、環境基準の達成状況を把握していく必要があります。
- 新幹線鉄道騒音について、引き続き、環境基準の達成状況を把握していく必要があります。
- 航空機騒音について、引き続き、国や関係市町と共同測定を実施していく必要があります。
- 土壌環境の保全に向けて、引き続き、土壌汚染による健康被害の未然防止と土地改変時に発生する土壌の適正処理を推進していく必要があります。
- 事業者による自主的な化学物質の適正管理について、引き続き、指導していく必要があります。
- 農作物の生産に必要な化学肥料や化学農薬について、自主的な管理や適正な使用を、引き続き、指導していく必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 関係法令等に基づく適切な措置により、地域の大气・土壌などの生活環境が良好に保たれています。

【 取組の方向性 】

● 大気環境の状況の把握等

- ◆ 大気環境を常時監視するとともに、必要に応じて、光化学オキシダントの注意報などを発令します。
- ◆ 大気汚染物質の排出基準の遵守について、工場・事業場等への指導を実施します。
- ◆ アスベストの大気中への飛散防止対策について、関係機関と連携し、解体業者等への指導を実施します。
- ◆ 家電リサイクル法、自動車リサイクル法、フロン排出抑制法など、フロン関連法令の適正な運用を図ります。（再掲）
- ◆ 業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類充填回収業者などに対し、監視・指導を行います。（再掲）

● 騒音・振動・悪臭の防止

- ◆ 騒音・振動・悪臭に対する環境保全について、市町との情報交換や協力・連携を行います。
- ◆ 自動車交通騒音・振動について、必要に応じて、道路管理者等に対して、騒音及び振動対策を求めます。
- ◆ 新幹線鉄道騒音について、必要に応じて、施設管理者等に対して、騒音対策を求めます。
- ◆ 航空機騒音について、国に対して小松基地周辺の騒音対策を求めます。

● 土壌汚染の防止

- ◆ 土壌汚染が判明した場合には、土地所有者等に対し、汚染除去等の適正な措置を指導します。

● 化学物質の自主的な管理の促進

- ◆ 化学物質の排出量、移動量及び取扱量を把握し、その結果を公表します。
- ◆ 化学物質の徹底管理についての指導を行います。
- ◆ 新規化学物質の検査体制を強化します。
- ◆ ダイオキシン類環境調査を実施するとともに、排出施設を指導し、ダイオキシン類の排出抑制を推進します。
- ◆ 農薬の安全かつ適正な使用及び保存・管理を徹底し、農薬被害を未然防止します。



【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
70	光化学オキシダントに係る 注意報の発令	0回（2024 年度）	➡	維持（2030 年度）
71	大気汚染に係る環境基準 （光化学オキシダントを除く項目）	全ての測定局で環境基準を達成 （2024 年度）	➡	維持 （2030 年度）



▲大気汚染状況（県庁 19 階）



3 環境美化、修景、景観形成

【現 状】

- 近年、地域住民と事業者、市町が中心となった環境美化活動や地域の公共空間に花や緑を増やすといった修景の取組が盛んに行われています。

*いしかわ我がまちアプト制度による環境美化活動団体への支援：

計 106 団体（道路 73 団体、河川 31 団体、港湾 2 団体）（2025 年度）

*河川愛護団体（317 団体）により、県管理 113 河川・延長約 477 kmにわたり草刈りや清掃を実施（2025 年度）

*1 人当たりの都市公園面積：15.66m²（2025 年度）

- 2025（令和 7）年に実施した環境に関する県民意識調査結果では、環境の満足度について、「生活環境の清潔さ」、「緑の豊かさ」、「景観の美しさ」の項目全てにおいて、前回（2018 年）の調査結果よりも高くなっています。一方、関心のある環境問題、実行している行動については、前回よりも低い調査結果となっており、環境美化等の関心を高めることが課題となっています。（図 22 参照）

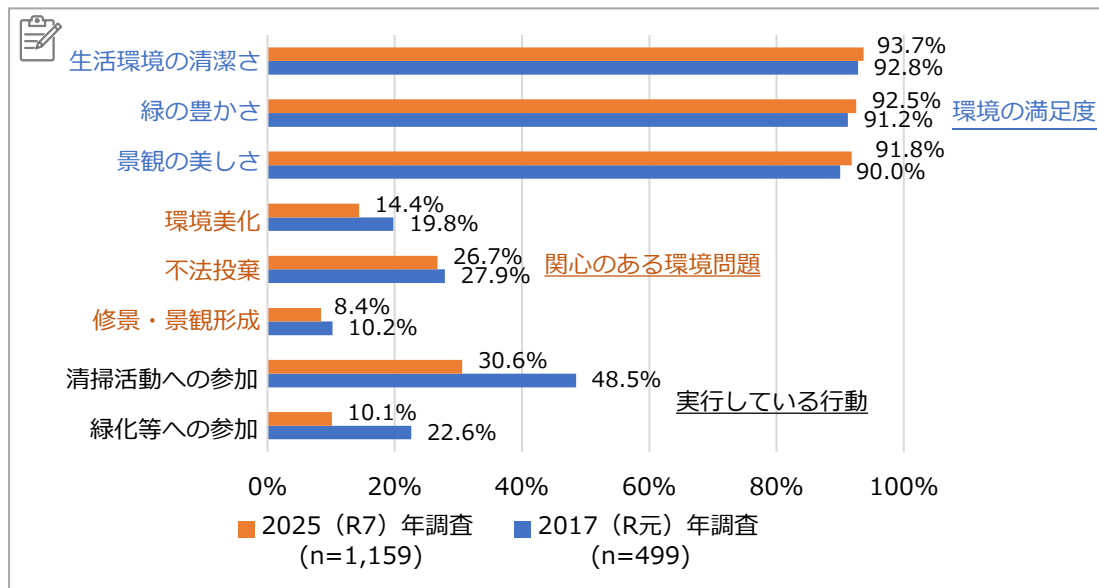


図 22 県民意識調査結果／環境に関する意識・行動について



【課 題】

- 県民、事業者、NPO 等が協働して、環境美化に努める必要があります。
- 緑や花の植栽に配慮した修景に努めるなど、緑と花があふれるうるおい豊かな生活環境の形成を進めていく必要があります。
- 歴史・文化や自然資源など、地域の特性を活かした公園整備や景観を創出するなど、美しい石川の景観づくりを進めていく必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 多様な主体の協働のもとで、環境美化や修景、景観づくりが進められ、地域の個性やうるおいのある生活環境が維持されています。

【 取組の方向性 】

● 環境美化に関する啓発や取組への支援

- ◆ 空き缶、廃プラスチック、吸い殻等の散乱の防止、環境美化に関する啓発を行います。
- ◆ 外国人観光客向けに、ゴミのポイ捨て禁止などのマナーに関する普及啓発を行います。
- ◆ いしかわ我がまちアドプト制度を通じて、道路、河川、港湾における清掃活動への支援を行います。（再掲）
- ◆ クリーンビーチいしかわなどのボランティアによる海岸・河川・湖沼等での清掃活動を支援します。（再掲）
- ◆ 緑化意識向上のための普及啓発、緑化に意欲のある団体や個人への活動支援を行います。

● 生活空間の緑化、利活用、修景の推進

- ◆ 県民のニーズに対応した都市公園の整備を進めるとともに、イベント開催などにより、その利活用を図ります。
- ◆ 街路樹の維持管理を適切に行います。（再掲）
- ◆ 道路網の整備や環境施設帯の配置、道路緑化などを実施します。
- ◆ 緑の基本計画の未策定市町への早期の策定や策定済みの市町への見直しの働きかけを継続して行います。



▲ 兼六園

● 地域の良い景観の保全と創出

- ◆ 官民協働により、まちづくりと一体となった街路整備を推進します。
- ◆ 官民協働により、道路の美化活動に取り組み、地域と一体となって魅力ある景観形成を図ります。
- ◆ 地域住民と協力して、緑地整備や住宅等の修景整備を行います。
- ◆ 石川の魅力ある里山里海の景観や伝統的な街なみ、田園風景など、多彩な景観資源の保全・創出を推進します。
- ◆ 伝統的建造物群や文化的景観などの歴史的文化遺産の適切な保存、活用を進めます。



【 行動目標 】



No	指標名	基準値		目標値
72 再掲	クリーンビーチいしかわの参加者数	50,501 人 (2024 年度)	➡	100,000 人 (2030 年度)
73 再掲	緑の基本計画の策定市町数	12 市町 (2025 年度)	➡	17 市町 (策定対象となる市町) (2030 年度)



4 開発行為に係る環境配慮

【現 状】

- 発電所の建設をはじめとする一定規模以上の開発事業については、環境影響評価法やふるさと環境条例に基づき、事業実施に伴う環境への影響を調査・予測・評価することが義務づけられています。
- 再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、大規模な風力発電所及び太陽光発電所が環境影響評価法の対象事業に追加されています。
- 関係法令等に基づく環境影響評価制度の対象外の事業であっても、ふるさと環境条例において環境配慮を求めています。
- 県が行う公共工事等について、環境への配慮に努めています。

【課 題】

- 関係法令等に基づく環境影響評価制度の適正な運用により、開発事業の実施に係る環境影響を最小限とする必要があります。
- 県が行う公共工事等についても、引き続き、環境への配慮に努める必要があります。



【 目指すべき環境の姿 】

- 環境影響評価制度の適正な運用により、開発事業の実施に係る環境影響が最小限となっています。

【 取組の方向性 】

● 開発事業に係る環境配慮

- ◆ 環境影響評価制度の適正な運用により、環境保全を図ります。

● 公共事業等における環境配慮の推進

- ◆ 県が実施する開発事業のうち、環境影響評価制度の対象とならない事業について、環境配慮指針により、環境への配慮を行います。
- ◆ 公共工事において、建設副産物の発生抑制、再利用の促進、適正処理を行います。
- ◆ 石川県エコ・リサイクル認定製品について、県発注工事での優先的な使用に努めます。